

VI-1 身近に起こる製品事故

事例1 健康食品

ネット通販でダイエット食品がキャンペーン価格だったので自分も試してみようと思い購入した。数回飲んだ後、体に湿疹が出た。



＼アドバイス／



体調不良を感じたら、すぐに利用をやめましょう。商品を選ぶ際には、表示や広告をよく見て、検討する必要があります。もっともらしい体験談でも、全ての人に同様の効果があるとは限りません。健康食品を利用する前に、食品安全委員会による「いわゆる「健康食品」に関するメッセージ」を参考にしてください。(http://www.fsc.go.jp/osirase/kenkosyokuhin.data/kaniban.pdf)

事例2 カラーコンタクトレンズ

おしゃれ用カラーコンタクトレンズを量販店で買い、寝るとき以外ずっとつけていた。1ヶ月ほどして両目が痛くなり、目が開けられなくなった。眼科で「角膜に傷が付いていて、失明の可能性もある」と言われた。



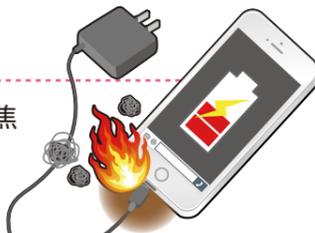
＼アドバイス／



カラーコンタクトレンズはネット通販などでも購入できますが、医療機器です。購入前に医師の診断を受け、使用前には取扱説明書を確認することが大切です。使用方法を正しく守らないと、重い病気や後遺症が残ることがあります。

事例3 スマホ充電中の発火

充電中のスマートフォンから異臭がし、ACアダプターとの接続部が焦げ、周辺も焦げた。



＼アドバイス／



ACアダプターの接続部を無理に抜き差ししていたため、変形しショートしたことが原因です。この事例以外にも、接続部に汗や飲料水が付着してショートしたり、ペットがスマートフォンを噛んだため内蔵電池が破裂するという事故も報告されています。

もし事故が起きたら、あなたはどうする？

店やメーカーに言うのは面倒だな...

自分の使い方が悪かったから、仕方ない...



事故が起きたことを知らせないと、他の人が怪我するかもしれない！

小さな事故で大したことはないと思っても、他にも同様な事故が起こっているかもしれません。メーカーや消費生活センター等に事故情報を伝えることで、事故の拡大防止や製品改善などに役立つこともあります。自分だけで納めず、積極的な行動をすることが、安全な消費生活を送れる社会へつながります。もし事故が起きたら、次のような対応が必要です。

事故が起きたら

- 事故品は写真を取るなどして、そのまま保存する。
- 被害状況、事故状況を整理して記録に残す。
- 製品情報（メーカー名、製名、型式、製造年月日、入手年月日、価格、取扱説明書など）、使用状況（使用頻度、改造の有無、保管状況など）を確認する。

また、事故の被害によっては、

- 燃えた場合などは消防署へ連絡する。
- ケガがあれば医師の診断を受け、診断書を受け取る。
- 食品による被害の場合は保健所にも連絡する。

同じような事故が起きていないか調べる
行政機関が保有する生命・身体に係る消費生活上の事故情報データベース
<http://www.jikojoho.go.jp/>

製品の回収情報を調べる
消費者庁リコール情報サイト
<http://www.recall.go.jp/>

製品による事故の被害救済

製造物責任法（PL法：Product Liability法）

製造物の欠陥※により損害が生じた場合の製造業者等の損害賠償責任について定めた法律です。製造業者の過失がなくても、製品に欠陥があることで、生命・身体・財産に損害を被ったことを被害者（消費者）が立証した場合に、製造業者等に対して損害賠償を求めることができます。

※ 製造物の欠陥とは？

設計上の欠陥	設計に問題があり、製造物がみな同様の安全性に欠ける場合
製造上の欠陥	製造段階で粗悪な材料が混入した場合や、組み立てに誤りがあった等の原因により、製造物が設計・仕様どおりに作られず安全性を欠く場合
指示・警告上の欠陥	ラベルや取扱説明書の不備など、消費者側で防止・回避するために適切な情報を製造者が与えなかった場合

損害賠償制度のあるマーク（例）

製品には安全性や品質等に関する様々なマークがあります。国が定めるものや業界が任意で定めるものがあり、事故が起きたときに損害賠償制度があるマークもありますので、製品を選ぶときの参考にしてください。

 SGマーク （公財）製品安全協会が定めた対象製品ごとの安全性認定に合格した生活用品につけられる。	 SFマーク （公社）日本煙火協会が行う検査に合格した国内に流通する国産・輸入品のおもちゃ花火につけられる。	 STマーク （一社）日本玩具協会の安全基準に合格したおもちゃにつけられる。	 BAAマーク （一社）自転車協会が定めた自転車安全基準に適合した自転車につけられる。
---	--	--	---

品質を保証するマーク

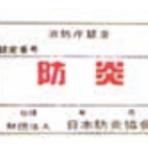
食生活のマーク

JAS マーク	JHFA マーク	飲料乳公正マーク	特別用途食品マーク
加工食品全般	健康補助食品	飲用牛乳	栄養に配慮した食品
			
特定保健用食品マーク	SQマーク	冷凍食品認定証マーク	Eマーク
健康食品	菓子	冷凍食品	地域特産物食品
			

衣生活のマーク

ウールマーク	コットンマーク	SEK マーク	シルクマーク
羊毛 99.7%以上	綿 100%規準合格	毛布、シーツ、衣類	絹 100%規準合格
			

住生活のマーク

JIS マーク	G マーク	防災ラベル	CP マーク
台所、寝具、文具	グッドデザイン商品	じゅうたん、カーテン	住宅用開き扉錠
			

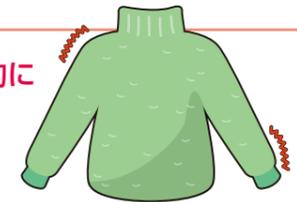
環境への配慮を示すマーク

エコマーク	グリーンマーク	再生紙使用マーク	容器包装識別マーク
環境保全に役立つ商品	原料に古紙を割合以上	古紙 100%使用	紙パックリサイクル
			

VI-2 衣類のクリーニングトラブル

事例 1

お気に入りのセーターをクリーニングに出したら、全体的に縮んでしまった。



＼アドバイス／



原因は、セーターが縮みやすいものだった（製造上の要因）、またはクリーニング店が高温で乾燥した（処理上の要因）、水に弱い素材なのに雨で濡らしてしまった（使用上の要因）等、様々なことが考えられます。また、これらの要因が複合的に関わっている場合もあります。まずは、クリーニング店とよく話し合ってください。

事例 2

ブランド品のダウンコートをインターネットで探した他県の宅配クリーニング業者に依頼した。戻ってきたコートが変色していたのでメールや電話で苦情を申し出たが状況が伝わらず、クリーニング業者は変色していないと言う。



＼アドバイス／



店舗の場合、消費者とクリーニング店が対面して衣類を確認できますが、インターネットの場合郵送するなどトラブル解決に時間がかかることもあります。インターネットはいつでも申し込めるという便利な反面、デメリットもあります。利用する際には、衣類の状態や事業者が定めたトラブル対処法等もよく確認する必要があります。

クリーニング事故賠償基準

衣類のお手入れは、プロに任せれば安心と思う消費者も多いと思いますが、一方で事例の様な思わぬトラブルが起きています。全国クリーニング生活衛生同業組合連合会は、簡易迅速に消費者を救済することを目的に、クリーニング事故賠償基準を作成しています（平成27年10月改定）。SマークやLDマークを掲示している業者はこの基準に基づき、賠償額を支払うことになります。ただし、消費者が洗濯物を受け取った後6ヶ月を経過したときは賠償額の支払いを免除されますので、クリーニングから戻ったらすぐに異常がないか確認することが大切です。



洗濯表示について

平成28年12月から衣類等の洗濯表示が変わりました。それまでは日本独自の表示でしたが、国内外で表示が統一され、見た目も考え方も大きく変わりました。新しい記号の意味を理解し、衣類を適切に取り扱いましょう。

記号が22種類から41種類に増え、きめ細かい情報が提供されます。

5つの「基本記号」と「付加記号（「-」や「・」など）」や「数字」の組み合わせで構成されます。



新しい表示 (例)		今までの表示 (例)	
液温は40℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯ができる	酸素系漂白剤は使用できるが、塩素系漂白剤は使用できない	弱 40	エンジサラシ
タンブル乾燥は、できない (新規追加)	日陰の平干し乾燥がよい	(対応記号なし)	平
底面温度150℃を限度としてアイロン仕上げができる	石油系溶剤での弱いドライクリーニングができる	中	ドライセキユ系

28年12月

「酸素系漂白剤」や「タンブル乾燥（熱とともに回転させながらの乾燥）」などの表示が追加され、「絞り方」の記号はなくなります。

詳しい情報は、消費者庁ホームページ「新しい洗濯表示」を参考にしてください。
http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/laundry_symbols.html



VI-3 食品の情報源「食品表示」について

食品表示は、食品を購入するとき、選ぶために役立つ情報源！

コンビニで弁当を買うとき、パックに貼ってあるラベルを見ていますか？包装された食品のラベルに記載されている「食品表示」の見方を理解することで、食品の選択に役立ちます。



① 弁当の表示

唐揚げデラックス弁当 520円

消費期限：18.1.23 午前 9時 レンジ加熱目安

Point ① 1.22 正午 製造 1500W 35秒 500W 105秒

1食 (〇〇g) 当たり熱量980kcal 蛋白質65.6g 脂質49.7g 炭水化物61.8g Na2.6g

名称：唐揚げ弁当 **Point ③**

Point ④

原材料名：ご飯（国産）、鶏唐揚げ、煮物（里芋、人参、ごぼう、その他）、焼鮭、スパゲッ

Point ② ティ、エビフライ、ポテトサラダ、大根刻み漬け、付合せ（小麦、卵、大豆由来原材料含む）、調味料（アミノ酸等）、PH調整剤グリシン、着色料（カラメル、カロチノイド、赤102、赤106）、香料、膨張剤、甘味料（甘草）、保存料（ソルビン酸K）

Point ⑤

消費期限：ラベル上部に記載

保存方法：10℃以下

製造者：●●株式会社 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

長崎県△△市△△町△△番

Point ①



期限表示とは？



消費期限 腐敗、変敗その他の品質劣化に伴い、安全性を欠くこととなる恐れがないと認められる期限を示す年月日をいいます。（例：弁当、総菜、サンドイッチ等）

賞味期限 期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいいます。ただし、期限を超えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあります。（例：スナック菓子、ジュース等）



食品の期限表示は、未開封で、定められた方法で保存した場合の期限です。開封したら期限に関わらず早目に食べましょう。

Point ②

原材料名とは？

商品を製造する際に使用した原材料及び食品添加物をそれぞれ重量の多い順に表示します。何の原材料が使われているかがわかる重要な情報が表示されています。

弁当類にのりの佃煮、ごまのように付け合わせ的に少量添えられているものは「付合せ」と記載できます。また、弁当の外部から見て、その原材料がわかるおかずについては「おかず」と記載できます。

Point ③

米の原産地表示とは？

平成23年7月1日から米トレーサビリティ法の施行により、事業者は米飯類や米加工品の産地情報を伝達する義務があります。

重要な情報が載っているんだね

Point ④

アレルギー表示とは？

食品衛生法によりアレルギー物質を含む食品については、消費者の健康危害の発生を防止する観点から、これらを含むことの表示をすることが義務づけられました。

食物アレルギーがある人にとって、とても重要な情報です。

表示が義務づけられたもの	えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生 7品目
表示を奨励するもの	あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン、カシューナッツ、ごま 20品目

Point ⑤

食品添加物とは？

食品添加物とは、それ自身のみで食品として通常食べられることはなく、また食品の典型的な材料として用いられないもので、食品を製造、加工する際、いろいろな目的で食品に添加されるものです。食品添加物を食品に使用した場合は、原則としてすべて表示することとなっています。

食品添加物は食品に含まれ、毎日口にするものですから、安全なものでなければいけません。そのため、食品衛生法で添加物の成分や使用量について厳しく規制されています。

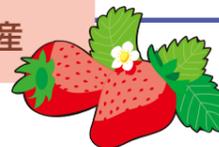
使用目的と分類	<ul style="list-style-type: none"> • 食品の味を向上させる • 腐敗や化学変化等による変質を防ぐ • 栄養価の維持向上 • 食品を美化し魅力を増す • 食品の製造加工に必要な 	調味料、甘味料、酸味料、苦味料 保存料、酸化防止剤、防かび剤 アミノ酸類、ビタミン類、ミネラル類 着色料、漂白剤、発色剤、光沢剤、香料 増粘剤、イーストフード、ガムベース、かんすい、豆腐凝固剤、乳化剤、PH調整剤、膨張剤等
---------	--	---

② 生鮮食品の表示

消費者に販売されているすべての生鮮食品に、名称と原産地が表示されています。

農作物の表示

いちご 長崎県産
いちごやみかんなど一般的な名称が表示されています。



どこで作られたかわかるね



野菜や果物が生産された産地が表示されています。国産品は都道府県名が、輸入品は原産国名が記載されています。なお、市町村名やその他一般に知られている地名で表示されていることもあります。

パックしてある鶏卵、肉などには食品衛生の面から詳しい表示が義務づけられています。

- ①名称 ②原産地 ③消費期限又は賞味期限 ④保存方法 ⑤他それぞれ決められた項目

豆知識 知っていますか？ 鶏卵の期限表示

鶏卵の期限表示は生で食べることができる期限です。期限が過ぎても十分加熱すればある程度の期間は食べられますが、いつまでも食べられるわけではないので、加熱する場合も期限後は早めに食べるようにしてください。

③ 加工食品の基本的な表示(スナック菓子など確認してみよう)

消費者に販売されている加工食品のうち、パックや缶、袋などに包装されているものには、基本的な一括表示項目として、次の6項目が表示されています。

名称	一般的な名称を表示
原材料名	原材料及び食品添加物をそれぞれ重量の多い順に表示 アレルギー表示(使用している場合)
内容量	基本的には重量(g、kg)・体積(ml、L)を表示
期限表示	消費期限もしくは賞味期限を表示
保存方法	〇〇℃以下などを表示
製造者	製造者氏名(法人は法人名)及び製造所所在地を表示



加工食品によっては、食品の種類ごとに原料原産地名や使用方法など個別の表示基準が定められているものがあります。